

施設園芸暑熱対策緊急支援事業

生産資材等経営コストが増加する中、施設園芸における暑熱対策を図るため、被覆資材導入を支援する目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、補助金を交付します。

補助対象

次のいずれかに該当すること（販売農家等であること）。

- 夕張市内において販売目的の農業生産者
- 夕張市内において販売目的の農業生産する法人

補助要件

施設園芸暑熱対策緊急支援事業実施要綱第2条に規定される次のすべてに該当すること。

- 令和6年農業収入（法人の場合は令和6事業度年度の売上）が50万円以上であること
- 今後も引き続き、農業生産を継続する意欲があること
- 市税等を滞納していないこと
- 暴力団または暴力団員等でないこと
- 法令及び公序良俗に反していないこと

補助額

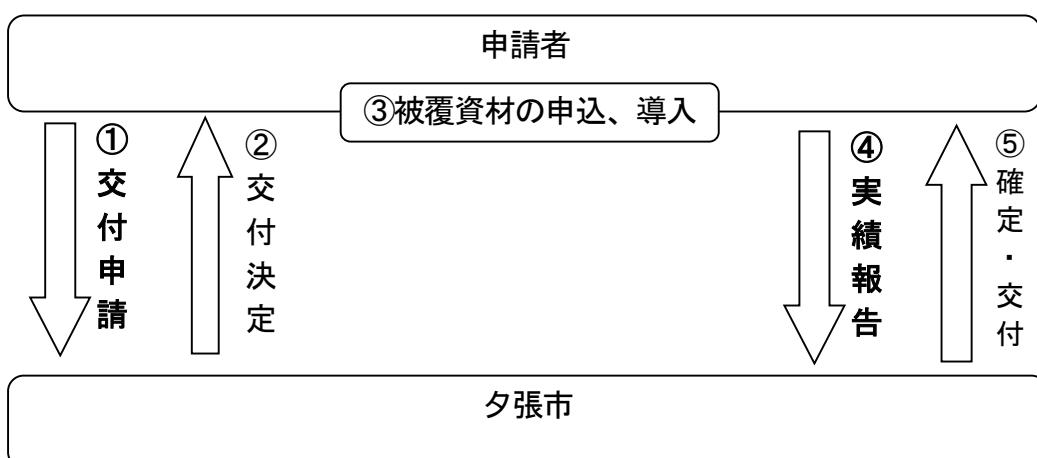
農業収入等により補助額の上限の違いがあります。

- 令和6年農業収入または令和6事業年度の売上が1,500万円未満の販売農家等は15万円を上限。
- 令和6年農業収入または令和6事業年度の売上が1,500万円以上の販売農家等は10万円を上限。

申請期間

令和8年 1月26日（月）から 3月19日（木）まで

申請・実績報告等の流れ



① 交付申請の書類

被覆資材の申込、導入の前に交付申請書等を提出してください。

書類を確認し、交付決定を通知します。

〈提出書類〉

■個人

ア 交付申請書

イ 令和6年農業収入を確認できる書類

「令和6年分の確定申告書B第一表」
または「令和7年度の市道民税申告
書」の写し 等

ウ 購入する被覆資材の見積書

■法人

ア 交付申請書

イ 令和6事業年度売上を確認できる書類

「令和6事業年度の「確定申告書別表
一」及び「法人事業概況説明書」の写
し等

ウ 購入する被覆資材の見積書

④ 実績報告の書類

被覆資材の導入後1ヶ月以内に実績報告書等を提出してください。

書類を確認し、補助金確定を通知し補助金を交付します。

〈提出書類〉

ア 実績報告書

イ 補助金の振込先を確認できる口座通等の写し

ウ 購入した被覆資材の納品書

エ 購入した被覆資材の写真

【申請・報告先】 夕張市地域振興課農林係 宛て

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

※ 南支所（夕張市南清水沢4丁目48番地12「りすた」）

でも受付しています。

【お問合せ先】 夕張市地域振興課農林係

電話 0123-52-3124（直通）